

韮崎市防犯灯設置要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、防犯灯の設置について必要な事項を定めることにより、夜間における犯罪の防止と通行の安全を図り、もって市民生活の安全に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯灯 夜間の犯罪の防止及び通行の安全確保を目的として設置する照明施設のものをいう。
- (2) 維持管理 防犯灯の修繕及び電気料の支払いをいう。
- (3) 地区 韮崎市地区長設置規則（昭和31年韮崎市規則第8号。次号において「地区長設置規則」という。）別表に規定する地区をいう。
- (4) 地区長 地区長設置規則第2条に規定する地区長をいう。

(防犯灯の設置基準)

**第3条** 防犯灯は、次の各号の掲げる基準により設置する。

- (1) 防犯灯は、次のいずれかに該当する場所に設置すること。
  - ア 犯罪、事故等が発生した場所又は発生するおそれがある場所で、防犯上必要と認められる場所
  - イ 児童生徒が通学に利用する通学路で必要と認められる場所
  - ウ 付近に防犯灯その他の照明設備から直線にしておおむね50メートル以上離れた場所
- (2) 設置箇所周辺の民家、農作物等に防犯灯の照明による害を及ぼすおそれがある場合は、その所有者等の同意が得られていること。
- (3) 防犯灯用柱を新たに設置するときは、当該防犯灯用柱の位置は、道路の有効幅員外とすること。

(照明器具)

**第4条** 照明器具は、光源が発光ダイオードで入力容量が10VA以下のものとし、電柱等に共架するものとする。

- 2 照明器具の設置高は、原則として地上から4.5mとする。

(設置手続等)

**第5条** 防犯灯の設置は、次によるものとする。

(1) 地区長は、防犯灯の設置を必要とするときは、防犯灯設置申請書（第1号様式）により市長に設置の申請をするものとする。

(2) 市長は、前号の申請があったときは設置場所について調査を行い、第3条の設置基準に適合していると認めるときは、防犯灯を設置するものとする。

2 私有地に設置する場合は、土地所有者（管理者）の承諾（第2号様式）を必要とする。

（設置費用）

**第6条** 前条の規定による防犯灯の設置に要する費用は、市が負担するものとする。ただし、防犯灯用柱を新たに設置するときは、当該防犯灯用柱に要する費用は申請した地区が負担するものとする。

（維持管理費用）

**第7条** 第5条の規定により設置した防犯灯の維持管理の負担は、当該防犯灯の設置を申請した地区が負担するものとする。ただし、特段の事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

（保守等）

**第8条** 地区長は、防犯灯の定期的な点検、清掃、周囲樹木の枝打ち等を行い、防犯灯の効果が常に良好な状態で維持されるよう努めるものとする。

（補則）

**第9条** この要綱に定めるもののほか防犯灯の設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成25年11月1日から適用する。

（経過措置）

2 この要綱の施行前に申請のあった防犯灯については、この要綱により申請されたものとみなす。

第1号様式（第5条関係）

第2号様式（第5条関係）